脱施設化ガイドライン案への世界のコメント（2022年6月）　No.86

**ローレンス・ル・ブレット他(フランス)**

**緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン（案）に関する意見提出**

**Laurence Le Bletおよび自立生活運動をしている家族介護者と障害者の非公式グループからの反応とコメント**

**2022 年 6 月 29 日**

**第3部：脱施設化プロセスの主要要素の理解と実行**

* 脱施設化プロセス
* 選択する権利、意思と選好の尊重
* 地域に根ざした支援
* 資金と資源の配分
* アクセス可能な住宅へのアクセス
* 脱施設化プロセスにおける、障害者を代表する組織を通じての障害者の関与

|  |
| --- |
| **コメントと変更** |
| 22. 「19条と12条に沿ったものである限り」。25. 「協定の基準に合致せず、本人の選択を尊重しないサービスを除外することによって。こうしたサービスは、本人への自宅での援助を施設収容化してしまう。」28. 「実際、施設にいる人は、その状況しか知らないことが多く、施設の外で生活する必要性や権利を表明しないことがある」。 |

**第4部：本人中心アプローチと差別化されたアプローチに基づく脱施設化**

* 交差性（intersectionality）
* 障害のある女性および少女
* 障害のある子ども

|  |
| --- |
| **コメントと変更** |
| 49.教育省によるものであろうと、医療・社会部門によるものであろうと、特別学級がメインストリーミングの学校に組み込まれている場合、一部の活動が通常の環境で行われるとしても、この条約には一致しない。生徒への合理的配慮に関する研究・実践部門を、すべてのレベルの学校教育で設置すべきである。 |

**第5部：適切な法的・政策的枠組み**

* 適切な法的環境の構築

o 法的能力の権利

o 司法にアクセスする権利

o 自由および身体の安全の権利

o 平等と非差別の権利

* 法的枠組みおよび資源

o立法

o 施設環境と施設に住む人の状況

o 地域に根ざしたサービス

o 支援システムの新しい要素を特定する（訳注　原文にIdentifying new elements if support systemsとあるが，if はofの誤りと思われる。）

o 人材の分析

* 脱施設化戦略および行動計画

|  |
| --- |
| **コメントと変更** |
| 54. 「または情報をアクセシブルにするその他の方法」60. 「脱施設化のプロセスを遅らせることだけを目的とした解釈や、人権に基づいたモデルへの根本的な変化を起こす政治的意志の欠如を隠すことを目的とした解釈することなく行う（訳注　法の見直しを行う）こと」62. 「これらのサービスは、これら願望や選好が実際に明確化できなかった口実にすべきではない」。 |

**第6部 包摂的な地域支援サービス、システム、ネットワーク**

* 支援システム・ネットワーク
* 支援サービス
* 個別支援サービス
* 支援機器
* 所得支援

|  |
| --- |
| **コメントと変更** |
| フランス83. 「ローテクおよびハイテクの代替コミュニケーション手段を利用できること。その際、これらの手段を利用するために、また自分自身と周囲の人（家族、アシスタント）を訓練するために、経済的援助を受ける資格を証明する必要がないこと」。 |

**第7部：他の者と平等に主流のサービスにアクセスする**

* 施設を出るための準備
* 地域社会で自立して生活する

|  |
| --- |
| **コメントと変更** |
| フランス88. 「全面的に、完全に、何の遅れも抑制もなく」。90. 「または、実施の遅れや財源不足を口実に、アクセシビリティが不可能になりかねない」93. e. 「そして、その人の権利を尊重しないいかなる理由によっても、退所を遅らせてはならない」。99. 「よく整備されていない、あるいは未実施の供給網によって阻害されることのない（公共交通への）アクセスを、遅滞なく提供すること」。104. 「住居への真の権利を持っていること」（訳注　104は主として教育について言っているので，住居関連のことがここに入るのは不自然と思われるが，原文通りとした。） |

連絡先

担当者：ローレンス・ル・ブレット

団体名：自立生活を擁護する両親介護者ネットワーク

連絡先メールアドレス： joncourleblet@wanadoo.fr

（翻訳：佐藤久夫、岡本明）